

制定 平成25年8月28日 原規防発第1308283号 原子力規制委員会決定

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）（原規防発第12091902号）を下記の通り全部改正する。

平成25年8月28日

原子力規制委員会

記

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）の全部改正について

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）を別添のとおり全部改正する。

附 則

この規程は平成25年8月28日から施行する。

原子力事業者防災業務計画の確認に係る
視点等について(規程)

原子力規制委員会

1. はじめに

原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定等に基づき、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成し、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事等と協議し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表することが義務付けられている。

また、原子力事業者防災業務計画の策定に当たっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画規則」という。）第2条第1項において規定されている各号について定め届け出ることが求められる。

さらに、原子力事業者のうち実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）については、防災業務計画規則第2条第1項に加え、同条第2項において規定されている各号についても定め届け出ることが求められる。

また、原災法第7条第4項の規定は、「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が第1項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる」と定めていることから、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者から届出を受けた原子力事業者防災業務計画が「原災法第7条第1項の規定に違反していると認められない」こと及び「当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認められない」ことを確認することが必要となる。

このため、原子力事業者防災業務計画が原子力事業者から届出を受けた際に確認すべき視点及び原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を規程として定める。

2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について

原子力事業者防災業務計画が届け出られた際の確認に当たって、確認すべき視点について次のとおり定める。

なお、原子力事業者防災計画は、原災法第7条第1項の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、実効性のある原子力防災対策を構築し、遂行することが目的である。

このため、本規程の確認すべき各号の視点については、原子力事業の形態及び規模に応じて、科学的合理的に判断することとする。

原災法第7条及び第30条

- 原子力事業者が当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るため、原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務を原災法第7条第1項（実用発電用原子炉施設においては原災法第7条第1項及び第2項）の規定に基づき原子力事業者防災業務計画として定めることが「目的」として定められていること。
- 原災法第30条第2項の規定に基づき、原子力事業者防災業務計画の作成又は改訂する際には、原子力防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていること。

防災業務計画規則第2条第1項第1号

- 原子力事業所の防災に関する最高責任者である原子力防災管理者、それを補佐するための副原子力防災管理者の職位及び職務内容が定められていること。
- 原子力防災要員の職務内容、及び原子力事業所内の複数の原子炉施設において同時に特定事象が発生した場合を考慮した当該職務内容に携わる要員数が定められていること。
- 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の選任又は解任の手續について定められていること。
- 原子力防災要員の配置及び変更の手續について定められていること。

【解説】

- ・原子力防災管理者の職位について、原災法第9条第2項の規定に基づき当該原子力事業所においてその事業を統括管理する職位（発電所長等）を充て明確にされていること。
- ・副原子力防災管理者は、原災法第9条第3項及び第4項の規定に基づき原子炉防災管理者不在時の代行であることを鑑み、管理的又は監督的地位にある職位（発電所長代理、副事業所長、保全部長等）から選任することが明確にされていること。
- ・原子力防災管理者の職務として、原災法第10条第1項の規定に基づく特定事象が発生した場合の通報義務、原災法第25条第1項の規定に基づく特定事象が発生した場合の原子力災害の発生又は拡大防止のための応急措置義務その他必要とされる職務について明確にされていること。
- ・副原子力防災管理者の職務として、原災法第9条第3項の規定に基づき原子力防災管理者の補佐、原災法第9条第4項の規定に基づき原子力防災管理者が不在時の原子力防災組織の統括管理その他必要とされる職務について明確にされていること。
- ・原子力防災要員の職務として、原子力災害対策特別措置法に基づき防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（以下「通報規則」という）第2条第1項の規定に基づく職務、原災法第26条第3項及び原災法第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員の職務その他必要な職務について明確にされていること。
- ・上記職務について、原子力事業所内の複数の原子炉施設において同時に特定事象が発生した場合を考慮した要員数が明確にされていること。
- ・原災法第9条第5項及び通報規則第3条の規定に基づく原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の選任又は解任に係る具体的な手續について明確にされていること。

と。

- ・原災法第8条第4項及び通報規則第2条第3項の規定に基づく原子力防災要員を置いたとき又は変更したときの具体的な手続について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第2号

- 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者が不在により職務が遂行できない場合の代行者について、指定の順位も含め定められていること。

【解説】

- ・原子力防災管理者の代行については、あらかじめ副原子力防災管理者から指定し、代行順位についても明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第3号

- 原子力事業所内の複数の原子炉施設において同時に特定事象が発生した場合を考慮し、原子力事業者が原災法第25条第1項に規定する応急措置を行う各拠点（以下「原子力事業者の各拠点」という。）における原子力防災組織等について定めていること。

【解説】

- ・特定事象発生時、原子力緊急事態宣言時及び原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策時における原子力事業者の各拠点（実用発電用原子炉施設を設置する原子力事業者においては、緊急時対策所、原子力事業者災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターを含む。）について、原子力防災組織の組織図（各機能班を含む）、活動内容、各機能班の業務分掌、各機能班の業務を行うために必要な要員の人数について明確にされていること。

なお、特定事象の発生時において、原災法第10条事象発生時における組織と原災法第15条事象発生時における組織が異なる場合は、それぞれ組織について明確にされていること。

- ・特定事象が発生した場合の原子力事業者の各拠点における原子力防災組織の立ち上げ、特定事象が収束した場合の原子力事業者の各拠点における原子力防災組織の解除の手続きについて明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第4号

- 特定事象が発生した原子力事業所の原子力防災要員に加え必要に応じ本店又は原子力事業本部等から派遣される要員（以下「原子力防災要員等」という。）について、配置が定められていること。
- 原子力防災要員等に対する防災教育の実施方針について定められていること。

【解説】

- ・特定事象が発生した場合及び原子力災害事後対策を実施する場合における原子力事業者の各拠点に加え、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）、原子力

規制庁緊急時対応センター（ERC）及び原災法第26条第3項並びに第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員等の人数について明確にされていること。

- ・緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に派遣する原子力防災要員等については、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に関し、関係機関と連携強化等を行うための原子力災害合同対策協議会への参加について明確にされていること。
- ・原子力事業者の各拠点で活動する原子力防災要員等に対する防災教育の実施方針として、防災教育に係る計画、実施、評価及び改善の概要について明確にされていること。
なお、原子力事業者の各拠点で必要とされる詳細な防災教育の内容等については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第5号

- 原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備（モニタリングポスト）及びその他防災のための設備について、設置場所及び維持のための保守点検方針等について定められていること。

【解説】

- ・放射線測定設備（モニタリングポスト）の設置場所について、原子力事業所敷地周辺地図上に明確にされていること。
- ・放射線測定設備（モニタリングポスト）の仕様（測定器の種類及び測定レンジ等）について明確にされていること。
- ・放射線測定設備（モニタリングポスト）の保守点検については、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱等の概要が明確にされていること。
なお、放射線測定設備（モニタリングポスト）の詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・原災法第11条第3項の規定に基づく原子力防災資機材の現況届出の手続について明確にされていること。
- ・その他防災のための設備として、気象観測所等必要とされる設備について、地図上の設置場所、仕様（風向・風速等）、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱等の概要が明確にされていること。
なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第6号

- 原災法第11条第2項の規定に基づく原子力防災資機材及び原子力災害が発生した場合に事故収束活動に必要な原子力防災資機材（以下「その他の原子力防災資機材」という。）についての備え付け、保守点検方針等について定められていること。

【解説】

- ・その他の原子力防災資機材として、シビアアクシデント対策により整備した主な資機材を含め明確にされていること。
- ・原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の備え付けについては、品名ごとの数量、保管場所について明確にされていること。
- ・原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の保守点検方針については、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置等の概要について明確にされていること。
なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・原災法第11条第3項の規定に基づく原子力防災資機材の現況届出の手続について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第7号

○防災訓練の項目並びに防災訓練の計画、実施、評価及び改善について定められていること。

【解説】

- ・原災法第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練の項目については、シビアアクシデントを想定した訓練を含めるとともに、その他の訓練についても明確にされていること。
- ・防災訓練に係る計画、実施、評価及び改善に係るプロセスの概要について明確にされていること。
なお、詳細なプロセスについては、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。
- ・原災法第13条の2第1項の規定に基づく結果の報告及び要旨の公表の手続について明確にされていること。
- ・防災訓練に係る計画書、実施要領等に関し事前に、原災法第30条第2項の規定に基づく原子力防災専門官から指導及び助言を受けることについて明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第8号

○原子力防災管理者の職務として、特定事象が発生した場合の通報及び特定事象の経過の連絡について、通報連絡先、通報連絡方法等について定められていること。

【解説】

- ・原災法第10条第1項及び第15条第1項の規定に基づく特定事象について、原子力事業所内に設置された原子力施設を踏まえ通報基準が明確にされていること。
- ・原災法施行規則第10条第1項の規定に基づき特定事象が発生した場合の社内外への連絡経路、連絡様式及び連絡方法（FAXによる送信と電話による連絡等）について明確にされていること。また、特定事象の経過についても同様に明確にされていること。
- ・特定事象の発生及び特定事象の経過の連絡結果について、通報したFAXを記録と

して保存することを明確にしていること。

防災業務計画規則第2条第1項第9号

○特定事象が発生した場合における原子力災害の発生又は拡大防止のための講ずべき応急措置を実施するに当たり、応急措置計画の策定、応急措置の項目とその内容、実施担当者、関係箇所への応急措置に係る報告について定められていること。

【解説】

- ・ 応急措置計画の策定に当たっては、応急措置の具体的な内容として、施設や設備の整備及び点検、故障した設備等の応急の復旧等について記載することが明確にされていること。
- ・ 応急措置の実施状況について、報告先、報告方法及び報告様式について明確にされていること。
- ・ 炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合の対応について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第10号

- 原子力緊急事態宣言以降においても、前号に記載した応急措置が緊急事態応急対策として引き続き実施されることが定められていること。
- 原子力緊急事態宣言以降において、緊急事態応急対策等拠点施設で開催される原子力災害合同対策協議会への参加等について定められていること。

【解説】

- ・ 原子力災害合同対策協議会に参加する原子力防災要員等との連絡について明確にされていること。
- ・ 原子力災害合同対策協議会において共有された情報の周知、原子力事業者への要請事項に係る対応等について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第11号

- 緊急事態応急対策の実施に関し防災業務計画規則第2条第1項第1号及び第4号の規定に基づく原子力防災要員等の派遣先及び職務内容が定められていること。
- 関係機関が実施する緊急事態応急対策に対し、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置について具体的に定められていること。

【解説】

- ・原災法第26条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。
- ・関係機関に貸与する原子力資機材の不足等を踏まえ、他の原子力事業者に対する協力要請等について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第12号

- 原子力緊急事態解除宣言以降における原子力災害の拡大防止又は原子力災害の復旧を図るための原子力災害事後対策を実施するに当たり、復旧計画の策定、復旧項目とその内容、実施担当者、関係箇所への復旧に係る報告等について定められていること。
- 原子力緊急事態解除宣言以降において、緊急事態応急対策等拠点施設で開催される原子力災害合同対策協議会への参加等について定められていること。

【解説】

- ・復旧計画の策定に当たっては、原子力災害事後対策として実施すべき具体的な復旧項目、各復旧項目の内容とその実施担当者及び復旧に係る工程について記載することが明確にされていること。
- ・関係機関への復旧計画の提出及び復旧状況の報告について明確にされていること。
- ・原子力災害が発生した原因の究明と再発防止対策の実施について明確にされていること。
- ・原子力災害合同対策協議会に参加する原子力防災要員等との連絡について明確にされていること。
- ・原子力災害合同対策協議会において共有された情報の周知、原子力事業者への要請事項に係る対応等について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第13号

- 原子力災害事後対策の実施に関し防災業務計画規則第2条第1項第1号及び第4号の規定に基づく原子力防災要員の派遣先及び職務内容が定められていること。
- 関係機関が実施する原子力災害事後対策に対し、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置について具体的に定められていること。

【解説】

- ・原災法第26条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。
- ・関係機関に貸与する原子力資機材の不足等を踏まえ、他の原子力事業者に対する協力要請等について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第14号

- 自社の原子力事業所を含め他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合の協力活動、提供する原子力防災資機材、発災した原子力事業所までの輸送方法等について定めていること。

【解説】

- ・各協力活動に必要な原子力防災要員等の派遣数及び提供する原子力防災資機材並びにその輸送方法について明確にされていること。
- ・他の原子力事業者に対する協力を行うため、あらかじめ協定を締結している場合については、協定先及び協力内容等について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第15号

- 原子力事業者の各拠点、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）内に設置された事業者ブース及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）内に設置された事業者ブースにおいて、原子力災害対応で必要となる原子力事業所の主要な施設又は設備を明示した書類等の整備及び運用について定めていること。

【解説】

- ・各施設に備え付ける資料については、各施設の機能を考慮し設定すること。
なお、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）内に設置された事業者ブースに備え付ける資料については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設に関する省令（以下「拠点施設規則」という。）第3条の規定に基づき内閣総理大臣に提出しなければならない資料を含めること。
- ・原子力事業所災害対策支援拠点について、施設として存在せずあらかじめ設置場所を指定している場合は、原子力災害対応で必要となる書類等を明確にした上で、平時の保管場所及び原子力災害発災時の輸送方法等について明確にされていること。
- ・資料について適切な版が使用可能な状態であることを確実にするための運用について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第1項第16号

- 平時における国、地方公共団体等との連携について定められていること。

防災業務計画規則第2条第2項第1号

- 緊急時対策所の設置場所について原子力事業所周辺地図上に定められていること。
- 緊急時対策所は、原子力事業所災害対策の実施に当たり、原子力防災組織が円滑に活動できるように必要な広さを有していること。
- 緊急時対策所が設置される建屋については、原子力防災要員等及び関係要員が必要な期間にわたり、安全に事故対応にあたることのできる機能を有していること。

- 非常用通信機器、テレビ会議システム等、緊急事対策所に備え付ける設備について定められていること。
- 緊急時対策所及び当該施設に備え付ける設備に関する保守点検及び故障等による代替手段等、運用について定められていること。

【解説】

- ・「原子力防災組織が円滑に活動できるために必要な広さ」とは、原子力事業所に設置された全ての原子炉施設に原子力災害が発災した場合にも原子力防災組織が活動可能な広さを有していることをいう。
- ・原子力施設のうち原子力発電所の緊急時対策所においては、放射線防護、津波対策、地震対策、アクセスの容易さ等が考慮されていること。
 なお、現在設置されている緊急時対策所において、これらの対応が困難な場合は、条件を満足する代替の緊急時対策所を設置すること。
- ・緊急時対策所に備え付ける非常用通信機器については、政府関係機関と通信回線で結ぶIP電話及びIP-FAXの設置台数、設置箇所、設備点検頻度も含めた機器の維持管理について明確にされていること。
 なお、これらの通信機器が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にされていること。
- ・緊急時対策所に備え付ける非常用通信機器について、
- ・緊急時対策所に備え付けるテレビ会議システムについては、テレビ会議システムが接続されている各拠点、定期的な接続確認を含む機器の維持管理について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第2項第2号

- 原子力事業所災害対策支援拠点は、原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、当該拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。
- 原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能について定められていること
- 原子力事業所災害対策支援拠点は、原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な防災資機材の整備について定められていること。
- 原子力災害対策関連機関（総理官邸、原子力規制庁、緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と確実な通信連絡が行える手段について定められていること。

【解説】

- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行うための十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織（原子力レスキュー）や実働省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために活動可能な広さを有していることをいう。
 なお、複数の拠点により必要な広さを確保することも可とする。
- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な機能」とは、被ばく線量・入退

域管理、汚染検査（サーベイ）・除染、車両や重機等の除染・汚染検査、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、サイト等立入車両の駐車、物資輸送体制の準備等をいう。

なお、必要な機能を複数の拠点に分散させることも可とする。

- ・原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な防災資機材について、名称、個数、保管場所、保守点検、輸送手段等について明確にされていること。
- ・原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な食料及び飲料水について、備蓄又は外部からの補給手段について明確にされていること。
- ・原子力事業所災害対策を実施する関連機関（総理官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と確実な通信連絡が行える手段として、衛星携帯電話・FAXや無線などの準備について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第2項第3号

○原子力施設事態即応センターの設置場所について定められていること。

なお、原子力施設事態即応センターが原子力事業所から比較的距離が近い場所に設置されている場合は、原子力施設からの放射性物質の放出を想定し、原子力防災要員等及び関係要員に対する放射線防護等を考慮するとともに、代替場所についてあらかじめ定められていること。

○原子力施設事態即応センターは、原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力事業所災害対策を行うため必要な広さを有していること。

○原子力防災要員等及び関係要員が必要な期間にわたり、原子力事業所災害対策を行うために必要な食料及び飲用水の備蓄について定められていること。

○原子力災害対策関連機関（総理官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点と確実な通信連絡が行うため、複数の通信連絡手段について定められていること。

○原子力施設事態即応センターに備え付ける非常用通信機器、テレビ会議システム等の設備について、整備及び運用が定められていること。

【解説】

・「原子力事業所から比較的距離が近い場所」とは、原子力施設から概ね10km以内をいう。

・放射線防護については、原子力施設からの放射性物質の放出を想定し、原子力防災要員等及び関係要員に対する放射線防護の評価を行い、遮へい設備、換気空調設備等を設置すること。また、自然災害が発生した場合についても同様に評価を行い、必要な設備を設置すること。

・「原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力災害対応を行うために必要な広さ」とは、原子力事業者の原子力防災組織に加え、政府（主に原子力規制委員会及び原子力規制庁職員）から派遣される職員、協力企業、プラントメーカー等が活動するための広さをいう。

・原子力防災要員及び関係要員が必要な期間にわたり、原子力事業所災害対策に当たることができるよう食料及び飲料水について、最低3日程度は備蓄されていること。

ただし、原子力施設事態即応センターの周辺から食料及び飲料水が調達可能な場

合には、調達方法について明確にされていること。

- ・「複数の通信連絡手段」については、衛星携帯電話・FAXや無線等、準備している通信機器の名称、個数、保管場所、保守点検等について明確にされていること。
- ・原子力施設事態即応センターに備え付ける非常用通信機器については、政府関係機関と通信回線で結ぶIP電話及びIP-FAXの設置台数、設置箇所、設備点検頻度も含めた機器の維持管理について明確にされていること。

なお、これらの非常用通信機器が整備途上である場合には、整備完了時期について明確にされていること。

- ・原子力施設事態即応センターに備え付けるテレビ会議システムについては、テレビ会議システムが接続されている各拠点、定期的な接続確認を含む機器の維持管理について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第2項第4号

- 緊急時対策支援システム（ERSS）に伝送する原子力施設等の各種情報について定められていること。
- 緊急時対策支援システム（ERSS）に伝送する設備の維持・運用について定められていること。

【解説】

- ・原子力施設等の各種情報として、原子炉施設の情報（プラントパラメータ）、放射線測定情報（モニタリングポスト、放水口モニタ等）、気象観測情報（風向、風速等）等を緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送項目として明確にされていること。
- ・設備の維持・運用については、点検頻度、伝送設備の保守範囲（原子力事業者の責任範囲）、異常が発生した場合の対応等について明確にされていること。

なお、詳細な設備の維持・運用については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第2項第5号

- 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、通常電源喪失時に対応し、独立した非常用電源を整備することについて定められていること。
- 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、自然災害が発生した場合に対応し、機能の維持を図るために必要な措置について定められていること。

【解説】

- ・緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、原子力事業所災害対策を行うにあたって、通常電源喪失時にも必要な期間活動できるように十分な容量の非常用電源として、固定式又は可搬式のいずれかを準備し、明確にされていること。

- ・緊急時対策所、原子力施設事態即応センターにおける非常用電源については、原子力事業所災害対策を行うにあたって必要な期間活動できるようにそれら電源が稼働するのに十分な量の燃料の備蓄及び補充手段について明確にしていること。
- ・原子力事業所災害対策支援拠点における非常用電源については、原子力事業所災害対策を行うにあたって必要な期間活動できるようにそれら電源が稼働するのに十分な量の燃料の備蓄又は外部からの補給方法について明確にしていること。
- ・原子力災害対応にあたって必要な期間活動できるようにそれら電源が稼働するのに十分な量の燃料については、最低3日間分は備蓄していること（緊急時対策所に限る）。
- ・自然災害については、地震、津波、台風等を考慮し、それぞれの施設に対し、必要な措置について明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第2項第6号

- 統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、非常用通信機器、緊急時対策支援システムへの伝送設備等に関する多重化又は多様化に関して定められていること。
- 統合原子力防災ネットワークに接続する設備（ERSSに伝送する設備を除く）の維持・運用について定めていること。

【解説】

- ・統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムの多重化または多様化については、独立行政法人原子力安全基盤機構が整備する統合原子力防災ネットワーク（地上回線と衛星回線）に確実に接続されていること。
 なお、統合原子力防災ネットワーク（地上回線と衛星回線）への接続が整備途上段階である場合は、整備完了時期について明確にしていること。
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する緊急時対策支援システムへの伝送設備等に関する多重化及び多様化については、独立行政法人原子力安全基盤機構が整備する統合原子力防災ネットワーク（地上2回線と衛星1回線）に確実に接続されていること。
 なお、統合原子力防災ネットワークへの接続が整備途上段階である場合は、整備完了時期について明確にしていること。
- ・統合原子力防災ネットワークに接続する設備（ERSSに伝送する設備を除く）の維持・運用とは、点検頻度、伝送設備の保守範囲（原子力事業者の責任範囲）、通常時の保守、異常が発生した場合の対応を定め、記載されていること。
 なお、詳細な設備の維持・運用については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画規則第2条第2項第7号

- 原子力緊急事態支援組織（原子力レスキュー）の体制及び運用について定められていること。
- 原子力緊急事態支援組織（原子力レスキュー）が整備する防災資機材が定められていること。

- 整備された防災資機材の維持管理に関する計画が定められていること。
- 原子力緊急事態支援組織(原子力レスキュー)による資機材の操作等に関する訓練計画が定められていること。
- 原子力災害発生時に、原子力緊急事態支援組織(原子力レスキュー)が整備する防災資機材の輸送手段が確保されていること。

【解説】

- ・原子力緊急事態支援組織（原子力レスキュー）の体制とは、原子力事業所内における組織体制に加え、原子力事業者が連携して原子力緊急事態支援組織を運営する場合にあっては、原子力緊急事態支援組織（原子力レスキュー）と当該原子力事業者との関係性（契約内容等）、規模、拠点、休日・夜間も含めた対応体制と召集体制の確立について明確にされていること。
- ・原子力事故発生時の原子力事業者と原子力緊急事態支援組織（原子力レスキュー）の連携及び運用指揮命令系統、活動範囲、役割分担等について定められていること。
- ・整備する防災資機材として、ロボット、装備品等の名称、個数が明確にされていること。
- ・「整備された防災資機材の維持管理に関する計画」とは、資機材の平時のメンテナンス、保管方法、保管場所について明確にしたものをいう。
- ・整備された防災資機材の故障や点検等により、使用不能な状態が生じないよう計画的に保守点検を実施すること。
- ・資機材操作等に関する訓練計画には、訓練場所、訓練頻度、訓練内容（操作習熟訓練、輸送訓練、現場訓練など）が明確にされていること。
- ・防災資機材の輸送手段の確保については、陸路・空路・海路など輸送手段の多様性を考慮した上で輸送計画等を策定し、明確にされていること。

3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について

原災法第7条第1項の規定に基づく原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を次のとおり定める。

原災法第7条第1項

- 原災法第7条第1項の規定は、「原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定めており、原子力事業者防災業務計画の内容に変更があった場合は、原災法第7条第1項に基づく原子力事業者防災業務計画の修正の対象となる。一方で、「必要があると認めるとき」とあり、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、ただちに原子力事業者防災業務計画の修正を行わず、軽易でない内容の変更が生じたときに、まとめて修正を行うことは認められる。ただし、原子力事業者が当該変更に係る箇所について内閣府及び原子力規制庁に連絡する場合に限り、この解釈を適用する。

【解説】

- ・上記の「変更内容が軽易である場合」の具体例としては以下のとおり。
 - (1) 国、都道府県、市町村及び原子力事業者に係る組織の名称及び役職名の変更

(2) 法令改正に伴う法令等の名称及び条番号の変更